

## 任期付職員の募集について

### 1 採用予定官職

内閣事務官（内閣官房内閣人事局企画官）

### 2 職務内容

国家公務員の人事行政に関する事務のうち、女性活躍促進及び働き方改革の推進に関する事務の企画立案・実施

（説明）

政府においては、女性国家公務員の採用・登用を拡大するとともに、男女問わず働きやすい環境を整備する観点から、職員のワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいます。

また、「霞が関の働き方改革を加速するための重点取組方針」を策定するなど、働き方改革にも積極的に取り組んでいるところです。

民間企業における先進的な取組を踏まえ、内閣人事局における具体的な取組をより積極的・効果的に進めていくため、内閣人事局が行う以下のような女性活躍促進及び働き方改革の推進に関する事務の企画立案・実施を管理職として担当する職員を募集いたします。

- ① 女性活躍促進及び働き方改革に関する研修の企画立案・実施
- ② 女性活躍促進及び働き方改革に関する管理職員向け啓発の企画立案・実施
- ③ 各府省における女性活躍促進及び働き方改革推進の取組の現状や課題の調査・分析に関する事務

### 3 募集人員

1名

### 4 採用予定期間

平成31年4月1日 ～ 平成33年3月31日（予定）  
（職務の状況によって、任期の更新もあり得ます。）

## 5 応募資格

上記2の職務内容に従事することにかんがみ、以下の①～④のすべての要件を満たす方とします。

- ① 大学卒業又は同等以上の学歴を有すること。
- ② 民間企業において女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進のための取組の企画立案・実施に携わった経験を有し、かつ、マネジメント業務に従事した経験を有すること。
- ③ 当該採用期間にわたり継続して勤務が可能であること。
- ④ 日本国籍を有し、外国国籍を有しないこと。

なお、以下のいずれかに該当する方は、応募できません。

国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者

- ・ 成年被後見人又は被保佐人
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

## 6 待遇等

### ① 採用形態

「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」により、任期付の常勤の国家公務員として採用します。

### ② 給与

給与については、これまでの経歴等を考慮の上、国家公務員の給与規定（一般職の職員の給与に関する法律等）に基づき、決定します。

### ③ 勤務時間・休暇

勤務時間：午前9時30分から午後6時15分（昼休み1時間を含む。土、日、祝日、年末・年始（12月29日から1月3日）を除く。必要に応じて超過勤務あり。また、フレックスタイム制の適用も可能です。）

休暇：年次休暇20日（年の途中で新たに職員となった場合には、その年の在職期間に応じて決定。4月1日採用の場合は15日）、特別休暇、病気休暇、介護休暇

### ④ 加入保険等

国家公務員共済組合に加入

## 7 選考方法

一次選考：書類審査

二次選考：面接

※ 書類審査の結果、二次選考を行うこととなった方のみ二次選考の日時・場所等をご連絡いたします。

## 8 勤務地

内閣官房内閣人事局（千代田区永田町1-6-1）

## 9 応募方法

次の書類を応募期限までに下記提出先あて郵送してください。

（応募書類は返却いたしません。なお、応募書類に記載された個人情報につきましては、本採用に関する手続以外の目的には使用いたしません。）

### (1) 提出書類

- i 履歴書（市販の用紙で可）※写真貼付
- ii 志望理由をまとめたもの（A4横書き）
- iii これまでに従事した業務の内容を具体的にまとめたもの（A4横書き）

### (2) 応募期限

平成31年1月17日（木）（必着）

### (3) 提出先

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1  
内閣官房内閣人事局 職員担当  
電話 03-6257-3732

### (4) その他

書類提出の際には、封筒の表に「**任期付職員応募**」と**朱書き**してください。

## 10 その他

- (1) 現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職する必要があります（休職は不可）。
- (2) 採用内定者には、自己負担により任意の医療機関で、健康診断を受診していただきます。
- (3) 採用後はマイナンバーカードを身分証として使用することとしていますので、あらかじめマイナンバーカードの取得を行う必要があります。